

○ 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第十四号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改 正 後	改 正 前
(連結レバレッジ比率の計算方法) <p>第二条 国際統一基準(自己)資本比率告示第十九条に規定する国際統一基準をいう。第五条第一項において同じ。)のうち連結自己資本比率(自己資本比率告示第十九条に規定する連結自己資本比率をいう。)の補完的指標として定める基準(以下「連結レバレッジ比率」という。)であつて、信用金庫連合会及びその子会社等(法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第一号に規定する子会社等をいう。)の適当な自己資本の充実の状況の最低基準は、次の算式により得られる比率について、三パーセント以上とする。ただし、例外的なマクロ経済環境を勘案して必要があると認められるときは、金融庁長官が別に定める比率以上とする。</p> <p>連結レバレッジ比率= $\frac{\text{資本の額}}{\text{総エクスポージャーの額}}$</p>	(連結レバレッジ比率の計算方法) <p>第二条 国際統一基準(自己)資本比率告示第十九条に規定する国際統一基準をいう。第五条第一項において同じ。)のうち連結自己資本比率(自己資本比率告示第十九条に規定する連結自己資本比率をいう。)の補完的指標として定める基準(以下「連結レバレッジ比率」という。)であつて、信用金庫連合会及びその子会社等(法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第一号に規定する子会社等をいう。)の適当な自己資本の充実の状況の最低基準は、次の算式により得られる比率について、三パーセント以上とする。</p> <p>連結レバレッジ比率= $\frac{\text{資本の額}}{\text{総エクスポージャーの額}}$</p>
(総エクスポージャーの額)	(総エクスポージャーの額)

第六条 「略」

「2・3 略」

4|| 第二条ただし書に規定する金融庁長官が別に定める比率を適用す

るときは、日本銀行に対する預け金の額を総エクスポージャーの額に算入しないものとする。

第六条 「同上」

「2・3 同上」

「項を加える。」

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則
この告示は、令和二年六月三十日から適用する。